

市第113号議案 横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第92号。以下「内閣府令」という。）が令和 7 年10月23日に公布されました。これに伴い、関連する条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 一時保護施設等職員の任用要件への「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」の追加

内閣府令の改正により、一時保護施設等における支援体制の強化のため、一時保護施設に配置される児童指導員等の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」が追加されたことに伴い改正します。

<対象条例>

横浜市一時保護施設の設備及び運営に関する基準に関する条例（令和 7 年 2 月横浜市条例第 2 号）、横浜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）

<対象施設>

一時保護施設／乳児院／児童養護施設／児童自立支援施設／児童心理治療施設／指定障害児入所施設／児童発達支援センター

(2) 児童自立支援専門員等の任用要件の見直し

内閣府令の改正により、児童自立支援施設における支援体制の強化のため、児童自立支援施設に配置される児童自立支援専門員等の任用要件に、「精神保健福祉士の資格を有する者」が追加されたことに伴い改正します。

<対象条例>

横浜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）

<対象施設>

児童自立支援施設

3 施行期日

令和 8 年 3 月 1 日